

論文審査の結果の要旨

本稿は、人的資本投資に係る支出を所得税法上、控除の対象とすべきと論じるものである。しかし、その結論ありきで考察を行うものではなく、人的資本理論の本来の姿から逸脱しないことを心掛け、同理論に対する誤解を招かないように注意を払いつつ、分析枠組みとしての有用性を検討し、税法学への導入可能性を探ることを基本的なスタンスとしている。

こうした立場から、まず、近時、人的資本理論の定義が曖昧にされたまま議論が展開されていることを問題視し、経済学における歴史的展開を概観して、概念の明確化を試みている。

その上で、比較検討の対象とするアメリカ税法について、教育費の必要経費該当性に関する議論と人的資本理論が軌を一にすることを確認している。すなわち、判例や立法、学説の展開の結果として、税法上、教育費を三分類するに至っており、かかる費用の控除については立法解決を図っているものの、その範囲は限定的なものにとどまっている点を指摘している。

それとの対比から、わが国の問題点として、人的資本を反映させる規定がないなかで、費用と資産に対する理解を混在させつつ必要経費該当性が否定されている点を挙げる。そして、わが国の所得税法では、現在の事業に関する支出のみが控除の対象とされており、将来の収入獲得のための支出を控除することができないという「時間軸のずれ」を指摘する。そして、この「時間軸のずれ」という課題については、人的資本理論を導入することにより、支出を資産化することによって将来的に控除（償却）するという技術的な対応が可能になると論じている。

以上の検討を踏まえ、わが国の所得税法の趣旨に照らせば、人的資本理論を必要経費の場面において反映させる余地があり得るものの、現行法上は減価償却資産や繰延資産に関する規定の解釈論としては限界があり、立法手当てが必要であることを提言する。さらに、人的資本理論を税法学に導入することの一つの帰結として、必要経費概念を明確化することにつながり、食費や医療費等の、いわゆる“人に対する支出”を必要経費と所得控除のいずれとして扱うべきかという具体的問題の検討につながり得ることを指摘している。

本稿は、以上のとおり、人的資本理論の税法学への導入という新規性のあるテーマについて、学問的水準の高い検討が加えられており、学位論文としての条件を備えていると評価できる。また、本人がディプロマポリシーに示された能力を十分に身につけていることも確認された。従って、学位を授与することを妥当なものと判断する。